

特別養護老人ホーム陽光園本館 料金表

《介護保険報酬改定により令和4年10月1日より施行》

1 食費・居住費の費用

項目		介護保険負担 限度額区分	利用料金		減免額	自己負担額
①	食費	第1段階	1,445円/日		1,145円/日	300円/日
		第2段階			1,055円/日	390円/日
		第3段階 ①			795円/日	650円/日
		第3段階 ②			85円/日	1,360円/日
		第4段階			0円/日	1,445円/日
②	居住費	第1段階	個室	1,171円/日	851円/日	320円/日
			多床室	855円/日	855円/日	0円/日
		第2段階	個室	1,171円/日	751円/日	420円/日
			多床室	855円/日	485円/日	370円/日
		第3段階 ①②	個室	1,171円/日	351円/日	820円/日
			多床室	855円/日	485円/日	370円/日
		第4段階	個室	1,171円/日	0円/日	1,171円/日
			多床室	855円/日	0円/日	855円/日

(食費・居住費の負担限度額区分の目安)

第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、生活保護受給の方、老齢福祉年金等を受給されている方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の課税年金収入＋合計所得額が80万円以下の方
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の課税年金収入＋合計所得額が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、かつ本人の課税年金収入＋合計所得額が120万円以上の方
第4段階	・上記以外の方

2 従来型介護老人福祉施設サービス費

区分	項目	単位数	自己負担額			
			1割負担者	2割負担者	3割負担者	
③	基本 利用 料	要介護 1	675単位/日	675円/日	1,350円/日	2,025円/日
		要介護 2	741単位/日	741円/日	1,482円/日	2,223円/日
		要介護 3	812単位/日	812円/日	1,624円/日	2,436円/日
		要介護 4	878単位/日	878円/日	1,756円/日	2,634円/日
		要介護 5	942単位/日	942円/日	1,884円/日	2,826円/日
④	加算 項目	日常生活継続支援加算 (I)	36単位/日	36円/日	72円/日	108円/日
		個別機能訓練加算 (I) (II) は併算可	(I) 12単位/日	12円/日	24円/日	36円/日
			(II) 20単位/月	20円/月	40円/月	60円/月
		栄養マネジメント強化加算	11単位/日	11円/日	22円/日	33円/日
	夜勤職員配置加算 (I) 口	13単位/日	13円/日	26円/日	39円/日	

	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。				
	介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に2.7%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。（算定要件により（Ⅰ）2.7%又は（Ⅱ）2.3%を算定します。）				
	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に1.6%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。				
⑤	その他の加算	看護体制加算（Ⅰ）	4単位/日	4円/日	8円/日	12円/日
		看護体制加算（Ⅱ）	8単位/日	8円/日	16円/日	24円/日
		若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円/日	240円/日	360円/日
		療養食加算 *1食6円×3食分	18単位/日	18円/日	36円/日	54円/日
		在宅・入所相互利用加算	40単位/日	40円/日	80円/日	120円/日
		褥瘡マネジメント加算 算定基準を満たした場合に、Ⅰ・Ⅱのいずれかを算定します。	（Ⅰ）3単位/月	3円/月	6円/月	9円/月
			（Ⅱ）13単位/月	13円/月	26円/月	39円/月
		排泄支援加算（Ⅰ） 算定基準を満たした場合に、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定します。	（Ⅰ）10単位/月	10円/月	20円/月	30円/月
			（Ⅱ）15単位/月	15円/月	30円/月	45円/月
			（Ⅲ）20単位/月	20円/月	40円/月	60円/月
		自立支援促進加算 算定基準を満たした場合に算定します。	300単位/月	300円/月	600円/月	900円/月
		科学的介護推進体制加算 算定基準を満たした場合に算定します。	（Ⅰ）40単位/月	40円/月	80円/月	120円/月
			（Ⅱ）50単位/月	50円/月	100円/月	150円/月
		ADL維持等加算	（Ⅰ）30単位/月	30円/月	60円/月	90円/月
（Ⅱ）60単位/月	60円/月		120円/月	180円/月		
看取り介護加算						
	・死亡日以前31～45日以下	72単位/日	72円/日	144円/日	216円/日	
	・死亡日以前30日～4日	144単位/日	144円/日	288円/日	432円/日	
	・死亡日の前日及び前々日	680単位/日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日	
	・死亡日	1,280単位/日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日	

*上表の①から④までを加えた額が1日当たりの利用料金となります。

⑤の加算項目は該当者のみ、又は算定基準を満たした場合に加算されます。

*個人負担割合（1割・2割・3割）は、「介護保険負担割合証」に記載されている割合を適用します。

*職員配置、算定要件その他の理由により加算項目が変更になる場合があります。

《介護サービス加算要件》

加算項目		加算要件
1	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	<p>1. 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 前6月間又は全12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4又は5の方の割合が70/100以上。</p> <p>(2) 前6月間又は全12月間における新規入所者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65/100以上。</p> <p>(3) 医師の指示に基づいた喀痰の吸引や経管栄養を行う必要がある入居者が15/100以上。</p> <p>(4) 介護福祉士が常勤換算で入所者6人に1人以上であること。</p> <p>(5) 通所介護等の算定方法第12号の基準に該当しない事。</p>
2	看護体制加算（Ⅰ）	・常勤の看護師を1名以上配置している場合。
3	看護体制加算（Ⅱ）	・看護職員を常勤換算方法で1名以上配置し、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合。
4	個別機能訓練加算（Ⅰ）（Ⅱ）	<p>・機能訓練指導員を配置し、かつ理学療法士等を機能訓練指導員として常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置したうえで、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき、計画的に実施している場合に（Ⅰ）を算定する。</p> <p>・（Ⅰ）を算定したうえで個別機能訓練計画の内容等のデータをLIFEで厚生労働省に提出して、それを活用すると個別機能訓練加算（Ⅱ）の月20単位が算定できる。</p>
5	栄養マネジメント強化加算	<p>・管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置する事。</p> <p>・低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。</p> <p>入所者が退所する場合において、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行なう事。</p> <p>・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応する事。</p> <p>・入所者ごとの栄養情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）</p>
6	夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	・夜勤を行う介護・看護職員の数が、夜勤を行う介護・看護職員の数に1を加えた数以上である事。
7	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	・所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数）に8.3%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。
8	介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	<p>・介護職員の確保、定着につなげていくために令和元年10月1日付で新設されました。現行処遇改善加算に加え、1ヶ月あたりの総単位数に2.7%を乗じた数の（1割・2割・3割）が利用者負担額となります。</p> <p>*算定要件により、（Ⅰ）2.7%又は（Ⅱ）2.3%を算定します。</p>
9	介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>・処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得している事。</p> <p>・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用する事を要件とします。</p> <p>・所定単位数に1.6%を乗じた数（1割負担者は1割・2割負担者は2割・3割負担者は3割）が利用者負担額となります。</p>

10	若年性認知症利用者受入加算	・若年性認知症入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを行った場合。
11	療養食加算	・食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、疾患治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づいて食事の提供をした場合。 療養食（糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食など）
12	在宅・入所相互利用加算	・算定日が属する月の前6月間において退所した総数のうち、期間内に退所し、在宅において介護を受ける事となった利用者の占める割合が20/100以上。
13	褥瘡マネジメント加算	<p>(Ⅰ)の算定要件</p> <p>①褥瘡の発生と関係するリスクについて、施設入所時等に入所者等ごとに評価する事。かつ少なくとも3カ月に1回は評価を実施して評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理を行う際に評価結果等を活用している事。（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）</p> <p>②①の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、関連職種の方が共同して褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している事。</p> <p>③入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従って褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録している事。</p> <p>④①の評価に基づき、少なくとも3カ月に1回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。</p> <p>(Ⅱ)の算定要件</p> <p>・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に褥瘡の発生がないこと。</p>
14	排泄支援加算	<p>(Ⅰ)の算定要件</p> <p>①排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している事。（CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用）</p> <p>②①の評価の結果、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している事。</p> <p>③①の評価に基づき、少なくとも3カ月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直している事。</p> <p>(Ⅱ)の算定要件</p> <p>・加算(Ⅰ)の要件に加えて、以下を満たす事。</p> <p>・要介護状態の軽減が見込まれる方について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は「おむつ使用あり」から「使用なし」に改善している事。</p> <p>(Ⅲ)の算定要件</p> <p>・加算(Ⅰ)の要件に加えて、以下を満たす事。</p> <p>・要介護状態の軽減が見込まれる方について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ「おむつ使用あり」から「使用なし」に改善している事。</p> <p>*加算Ⅰ～Ⅲの併算定は不可。現行の加算を算定する事業所に経過措置を設定。</p> <p>*6月を限度としていた点が見直され、6月を超えて算定が可能に。</p>

15	自立支援促進加算	<p>イ 医師が入所者ごとに、自立支援の為に特に必要な医学的評価を入所時に行うと共に、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している事。</p> <p>ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた方ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している事。</p> <p>ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している事。</p> <p>ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している事。</p>
16	科学的介護推進体制加算	<p>(I)の算定要件</p> <p>①入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している事。</p> <p>②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供する為に必要な情報を活用している事。</p> <p>(II)の算定要件</p> <p>③加算I①に規定する情報に加えて、入所者ごとの疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している事。</p> <p>④必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①に規定する情報、③に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。</p>
17	ADL維持等加算	<p>(I)の算定要件</p> <p>イ 利用者（当該事業所の評価対象利用期間が6月を超える方）の総数が10人以上であること。</p> <p>ロ 利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月）において、バーセルインデックスを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚労省に提出している事。 (CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)</p> <p>ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得（調整済ADL利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。</p> <p>(II)の算定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算（I）のイとロの要件を満たす事。 ・評価対象利用者のADL利得を平均して得た値（加算（I）のハと同様に算出した値）が2以上である事。
18	看取り介護加算	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方であること。 2. 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、計画について同意をしている方（家族等が説明を受けたうえで、同意している方も含む）であること。 3. 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意したうえで介護を受ける方（家族等が説明を受け、同意したうえで介護を受けている方を含む）であること。

3 その他の費用（介護保険外）

令和5年5月1日現在

項目	金額	備考
特別な食事の費用（お酒含む）	実費	利用者の希望により、通常提供される食事以外の物を希望される場合
預かり金管理及び支払い代行料	1,000円/月	預り金の出納管理、病院、薬局、理美容代、日用品等の支払い代行
日常生活上必要となる諸費用	150円/日	日常生活品の購入に要する費用で、ご契約者に負担して頂く事が適当である費用 （タオル各種・歯磨き剤・歯ブラシ・口腔ケアブラシ・義歯洗浄剤・綿棒・ティッシュ・ウエットティッシュ・シャンプー・ボディソープ・石鹸・洗顔フォーム・シェービングフォーム）
	実費	上記以外の日常生活品に要する費用
健康管理費	実費	インフルエンザ等の予防接種など
私物のクリーニング費	実費	私物の衣料品等で、外部業者へのクリーニングを希望される場合
外出サービス	50円/km	希望により、町外の病院を受診される場合や個人的な活動に法人所有の車両を使用される場合
趣味活動費	実費	本人の希望により、クラブ活動などで使われた材料費で、個人所有になる物（写真・アルバムを含む）
複写物の交付	10円/枚	サービス提供の記録物などのコピー代
電気製品の使用料	500円/月 (1家電に付き)	個人的に使用される電気製品を持ち込まれた場合 (冷蔵庫・電気ポット・テレビ・電気毛布など)
契約終了後も居室を明け渡さない場合	9,800円/日	